新潟県立新発田農業高等学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

すべての生徒が安心して学校生活に取り組むことができるように、県、家庭、地域、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめ及びいじめ類似行為が疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

特に、<u>** 重大事態</u>が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

* 重大事態について

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ③重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

2 いじめの防止

- ○生徒ひとり一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- ○生徒ひとり一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」 への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- ○教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の 人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- ○インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
- ○教職員との定期的な個人面談やアンケートを実施し、生徒の状況把握に努めます。
- ○教職員に直接相談することをためらう場合もあるため、いじめ相談電話やメールなどを活用できるよう相 談機関の連絡先や連絡方法を周知します。
- ○いじめに関する県民運動に関連する取り組みを推進し、生徒や保護者に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努めます。

3いじめの早期発見・早期対応の在り方

- ○生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- ○いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- ○日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- ○日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- ○生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめへの対処

- ○いじめられている生徒を守り、いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- ○いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- ○いじめている生徒については、行為の善悪をしっかり理解させるとともに反省させ、二度といじめること のないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- ○双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解 決に向け取り組めるようにします。
- ○いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、 見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- ○いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校(環境)づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- ○解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方に援助・指導し、良好な人間関係の構築に努め、 見守りや援助、指導、面談を長期間継続的に行います。

5 いじめ防止のための組織

- ○「いじめ等対策委員会」(教頭・いじめ等対策推進委員・学年主任・養護教諭・(その他関係職員)・スクールカウンセラー)を組織し、<u>毎月毎に委員会を開催し、</u>様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑わる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- ○いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の 共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

6 いじめ防止のための年間指導計